

2月 13日(火) ▶ 3月 15日(金)

# 市民税・県民税の申告 および簡易な所得税の相談

税務課(TEL049・262・9011)、川越税務署(TEL049・235・9411)

申告期間中は来場者が多く、例年大変混雑します。スマホで簡単にできる「e-Tax(国税電子申告)」による確定申告や郵送申告をご検討ください。

## 受付内容

- ① 市民税・県民税の申告
- ② 令和5年分(1~12月分)の簡易な所得税の申告相談
- 給与、公的年金、営業、農業、不動産などの収入申告と、医療費、生命保険料、社会保険料などの控除

## 持ち物

- ① 申告者名義の預金口座番号の分かるもの
- ② 収入証明書類(表1)
- ③ 所得控除証明書類(表2)
- ④ 税務署から届いた確定申告書や通知など(ある人のみ)

## 郵送申告の提出書類

- ① 令和6年度(令和5年1月~12月分)市民税・県民税の申告書
  - ② 収入証明書類(表1)
  - ③ 所得控除証明書類(表2)
  - ④ 本人確認書類(表3)の写し
- 提出先 税務課市民税係  
〒356-8501  
ふじみ野市福岡1-1-1

### 受付できない申告

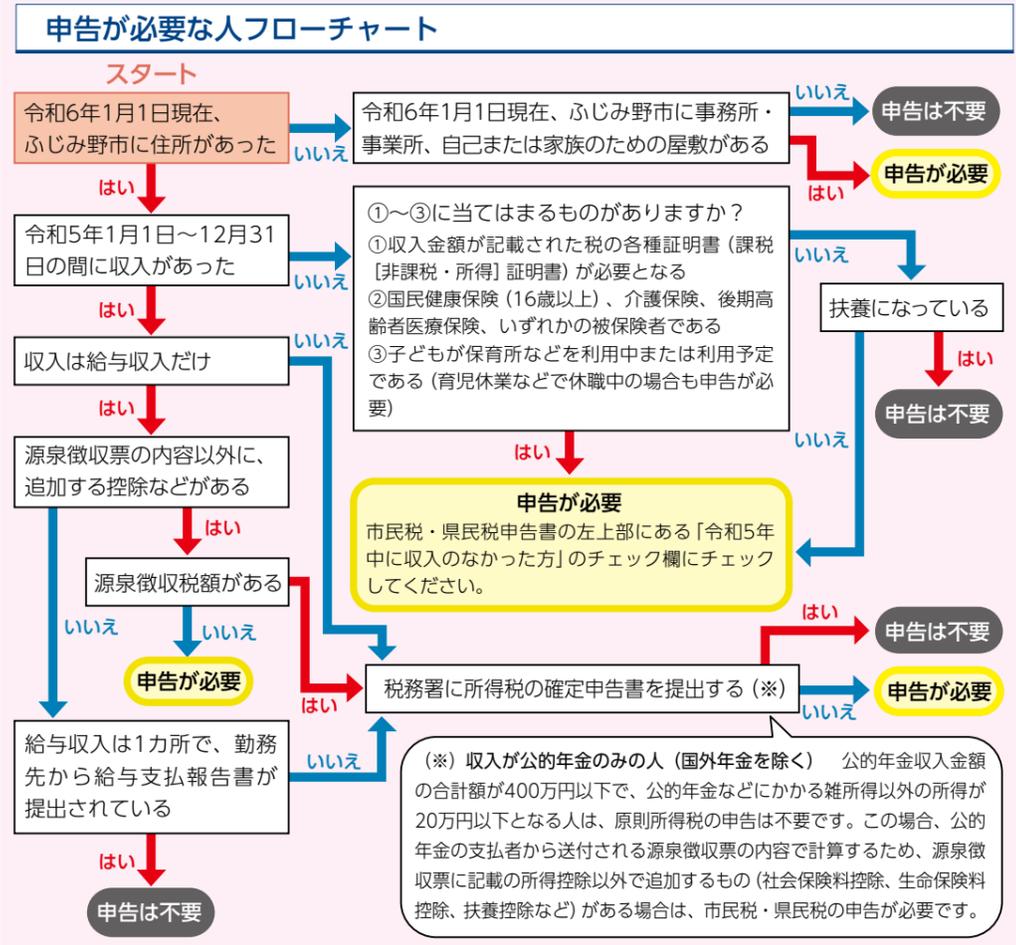
- ・ 令和4年以前分の所得税の申告
- ・ 分離課税所得(土地、建物、株式の譲渡・配当所得など)
- ・ 青色申告
- ・ 住宅借入金等特別控除
- ・ ストック・オプション
- ・ 準確定申告
- ・ 外国税額控除
- ・ 給与所得者の特定支出控除
- ・ 贈与税
- ・ 相続税に係る生命保険等契約に基づく年金の申告
- ・ 消費税の申告
- ・ 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- ・ その他高度な判断を要する内容の申告相談

受付	会場	日程	受付地域
左側「ギャラリー」	市役所本庁舎5階 A大会議室	2月 13日(火)・14日(水)	上ノ原・上野台・大原
		15日(木)・16日(金)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
		19日(月)・20日(火)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
		21日(水)・22日(木)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
		26日(月)・27日(火)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
		28日(水)・29日(木)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田・清見・長宮
ゆめぼると手前	(大井総合支所2階)	3月 4日(月)・5日(火)	亀久保
		6日(水)・7日(木)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
		8日(金)・11日(月)	大井中央・大井武蔵野・東久保・ふじみ野
		12日(火)・13日(水)	市沢・うれし野・苗間・旭
		14日(木)・15日(金)	大井・桜ヶ丘
		9日(土)	地域指定無し 例年大変混雑します

## 日時・場所

左表を参照にして、原則お住まいの地域ごとに指定された日程でお越しください。  
毎日、整理券配布による入場制限を行います。受付で整理券を受け取り、庁舎内に留まらず、指定の時間に再度受付にお越しください。順次会場へご案内します。  
混雑時は、待ち時間が長くなる

場合があります。時間により受付時間はお越してください。  
受付時間 午前9時~午後4時



## 令和6年度から適用の 税制改正など

● 森林環境税  
詳しくは、お問合わせください。  
森林環境税は、令和6年度から

国内に住所のある個人に課税される国税です。市町村において、市民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。  
※ 東日本大震災復興基本法の特例により、賦課徴収されていた増税分(1,000円)が令和5年度を

### 森林環境税額

令和5年度まで	
均等割	増税分
市 3,000円	市 500円
県 1,000円	県 500円

↓

令和6年度から	
均等割	森林環境税
市 3,000円	国 1,000円
県 1,000円	

● 上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式の一致  
上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、市民税・県民税の課税方式を所得税と一致させるよう改正され、令和6年度からは異なる課税方式を選択することができなくなりました。

● 国外居住親族の扶養について  
令和6年度市民税・県民税申告分から、扶養控除の対象となる国外居住親族の範囲が見直され、次のいずれかに該当する者に限られました。

- ① 年齢16歳以上30歳未満
- ② 年齢70歳以上
- ③ 年齢30歳以上70歳未満のうち、次のいずれかに該当する
  - (1) 留学により国内に住所および居所を有しなくなった
  - (2) 障害者
  - (3) その居住者からその年に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている

### 〈表1〉収入証明書類(例)

所得の種類	必要な証明書類
給与所得(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票原本 ※ 給与所得や公的年金などの源泉徴収票は、申告書に記載があれば添付不要です。ただし、市役所などで申告書を作成する場合は、必ず持参してください。源泉徴収票がなく給与明細などの収入が分かるものがある場合、市民税・県民税の申告のみ受け付けます。この場合、所得税の還付申告は受け付けません。
公的年金等所得	
営業等、農業、不動産所得	① 記入済みの「収支内訳書」 ② その計算根拠となる帳簿 ③ 領収書
雑所得・一時所得	その所得を証明できる書類(通知書・領収書など)

### 〈表3〉本人確認書類(例)

マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ、マイナンバーカードを持っていない人は①と②が必要です。

① 番号確認書類 本人の個人番号を確認できる書類	② 本人確認書類 記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ 通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)</li> <li>Ⓑ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限る)</li> </ul> <p>Ⓐ・Ⓑのうちいずれか1つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード</li> </ul> <p>などのうち1つ</p>

川越税務署では、公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を行っています。  
また、所得税の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。

### 〈表2〉所得控除証明書類(例)

控除の種類	必要な証明書類
医療費控除	従来の医療費控除を申告する場合 記入済みの「医療費控除の明細書」 スイッチOTC薬控除を申告する場合 ① 記入済みの「セルフメディケーション税制の明細書」 ② 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	支払証明書または領収書(いずれも原本) ※ 社会保険料控除証明用の参考資料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)の納付額)は、はがきで1月下旬に送付しています。
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書(原本)
障害者控除	障がいの程度が記載されている手帳など
雑損控除	① 記入済みの「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」 ② リ災証明書(写しでも可) ③ 損害を受けた資産の明細(資産の内容、取得時期、取得価額、構造)の分かるもの ④ 損害に対して支出した金額・受け取った保険金等の金額が分かるもの(昨年、雑損控除を受けている方は昨年の申告書の控え)
寄附金控除	寄附金額を証明する書類